

## 札幌市雇用対策協定

札幌市（以下「市」という。）及び北海道労働局（以下「労働局」という。）は、札幌市域における雇用対策を連携して取り組むため、以下のとおり「札幌市雇用対策協定」（以下「協定」という。）を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、市と労働局が相互に連携し、一体的かつ効果的に雇用対策に取り組むため、それぞれが実施する施策について、連携・協力する内容を定め、札幌市域の雇用情勢の改善を図ることを目的として締結する。

### （事業内容等）

第2条 市及び労働局は、前条の目的を達成するため、重点的に取り組むべき項目、具体的な取組、実施方法及び数値目標を事業計画として毎年度定めるものとする。

2 前項の事業計画の策定及び事業計画に定めた取組の実施状況の評価等は、市及び労働局が共同で設置する運営協議会が実施するものとする。

### （要請等）

第3条 市長及び労働局長は、それぞれが取り組む施策の推進に資するため必要な要請を相互に行うことができるものとする。

2 市長及び労働局長は、前項の要請に対して、誠実に対応するものとする。

### （秘密保持）

第4条 この協定に基づく雇用対策に関する取組において、市及び労働局が相互に開示する情報については、互いに秘密を保持することとする。

ただし、事前に相手方の承諾を得られた場合は、この限りではない。

### （その他）

第5条 この協定に定めのない事項が生じたとき又はこの協定に定める事項を変更しようとするときは、市及び労働局は誠意をもって協議し、定めるものとする。

2 協定締結当事者に変更があった場合であっても、他に定めのないときは、新たな協定書が締結されるまでの間、この協定を有効とする。

### 附則

この協定は、締結する日から実施する。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、市長及び労働局長が署名のうえ、各自その1通を保有するものとする。

### （協定締結当事者）

平成28年 3月 9日

札幌市長

秋元克広

厚生労働省北海道労働局長

田中敏章